

所在	面積	所有者	持分	持分面積	B氏	配偶者C氏
629番19	161.98	A氏長男B氏	2分の1	80.99		
		故 A氏	2分の1	80.99		
629番140	79.27	A氏長男B氏	2分の1	39.635		
		故 A氏	2分の1	39.635		
629番147	93.81	A氏長男B氏	4分の3	70.3575		
		故 A氏	4分の1	23.4525		
629番146	80.82	A氏長男B氏	4分の3	60.615		
		故 A氏	4分の1	20.205		
629番28	18.34	A氏長男B氏	4分の3	13.755		
		故 A氏	4分の1	4.585		
629番145	80.82	A氏長男B氏	4分の3	60.615		
		故 A氏	4分の1	20.205		
629番148	18.34	A氏長男B氏	4分の3	13.755		
		故 A氏	4分の1	4.585		
629番141	28.85	A氏長男B氏	4分の3	21.6375		
		故 A氏	4分の1	7.213		
629番149	18.34	A氏長男B氏	4分の3	13.755		
		故 A氏	4分の1	4.585		
					375.115	205.4550
					64.61%	35.39%

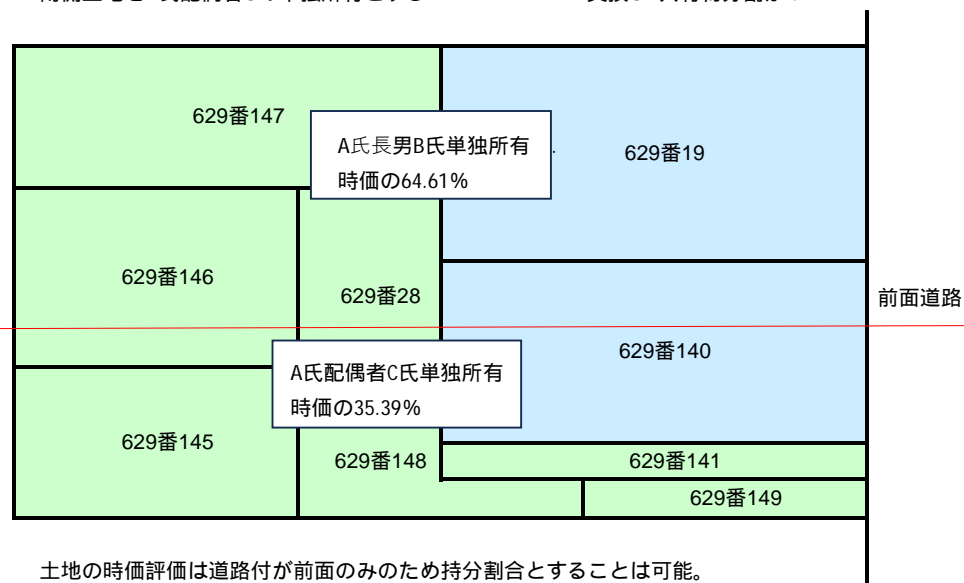
580.570

故A氏持分を配偶者C氏が相続する



北側土地をA氏長男B氏の単独所有とする
南側土地をA氏配偶者C氏の単独所有とする

交換OR共有物分割か？
交換OR共有物分割か？



土地の時価評価は道路付が前面のみのため持分割合とすることは可能。
土地合筆はしない

仮線引き 持分(面積比)ではなく時価比率にて分割することで贈与税課税されないようにする。
特殊関係人間の不平等交換に該当しない
交換扱いの場合には差額20%以内となるようにすることで特例適用検討(ただし道路付から時価でも差額でないように現状の持ち分にて交換は可能か検討)